

令和2年(2020年)3月24日

保護者様

伊丹市教育長

新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業について(3月25日版)(通知)

令和2年3月2日付け文書にて、臨時休業等について通知しているところですが、今後の予定について、下記のとおり、お知らせいたします。

記

- 1 臨時休業期間の延長について
3月26日(木)から4月9日(木)までは、臨時休業と同様の対応とし、園庭開放の実施はいたしません。
- 2 新学期について
幼稚園、こども園(1号)の新学期再開については未定です。追ってお知らせいたします。
- 3 入園式について
 - ・新学期が再開できず、臨時休業中であっても、入園式は予定していた日時に、簡素化して実施します。
 - ・入園式の出席者は、入園児、保護者(1名まで)とし、原則、園長式辞、担任紹介のみとします。
 - ・体調がすぐれない園児・保護者(咳が続いている、微熱や発熱がある場合)については、参加をご遠慮ください。
- 4 市及び各学校からの情報について
市及び各学校のホームページにおいて、随時、新しい情報をお伝えいたしますので、こまめにご確認くださいようお願いいたします。
- 5 給食費の取扱い(裏面参照)
 - 臨時休園等に伴い、利用日数に応じて給食費を日割り計算します。
 - ※ 私立幼稚園等の給食費の取扱いについては、各施設により異なりますのでご確認ください。

【公立認定こども園の給食費の還付手続きについて】

1. 対象条件

臨時休園等に伴い、1日以上登園しなかった場合

※ 現時点では令和2年3月2日～18日を対象期間とします。

2. 還付の手続きについて

給食費を口座振替でお支払いされている方は、手続き不要です（教育保育課へは園長から登園状況を報告いただく予定です）。

給食費の振替口座を登録していない方は、「還付口座登録依頼書（様式3）」を園または教育保育課へご提出ください。

提出期限：令和2年4月3日（金） <郵送可>

3. 還付方法

本市より保護者へ還付します

3月分：5月末までに給食費の振替口座へ振込予定。

（口座振替の登録をされていない方は、「還付口座登録依頼書」を提出。）

4. 日割り計算方法

給食費（主食費30円・副食費225円）×対象月の給食提供日における通所日数